

令和5年度 高所作業車運転技能講習

【3日間コース】

佐賀労働局長登録1-11
有効期間満了日 令和6年3月30日

高所作業車の運転については、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転の運転業務につかせる場合は、労働安全衛生法第61条により高所作業車運転技能講習の修了者でなければ就業できません。

- ① 講習日 申込書のとおり
- ② 講習会場 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277）
- 2 定員 各20名(定員になり次第締め切ります。但し5名に達しない時は中止になる場合があります。)
- 3 講習科目の一部免除を受けることが出来る方は、次のいずれか一つの資格を有する方です。

- | |
|--|
| ① 移動式クレーン運転士免許所持者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 |
| ② 建設業法施行令（昭和31年政令第273号第27条の3）に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 |
| ③ 自動車運転免許(道路交通法「昭和35年法律第105号第84条第3項」の大型特殊・普通・準中型・中型・大型)の何れかの所持者 |
| ④ フォークリフト・ショベルローダー等・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用・基礎工専用・解体用)、不整地運搬車のいずれかの運転技能講習修了者 |

(免除を受けたい方は、資格を証する修了証、免許証等の写しを申込書に添付のうえご提出ください。)

4 講習科目・時間・受講料

講習科目	講習時間	3講習科目の受講の一部免除者			日程	時間
		①該当者	②③④該当者	⑤免除なし		
原動機に関する知識	3	×	×	○	1日目	9:00 ? 12:00
作業に関する装置の構造及び扱いの方法に関する知識	5	○	○	○	2日目	9:00 ? 18:15
関係法令	1	○	○	○		
運転に必要な一般的な事項に関する知識	2	×	○	○	3日目	9:00 ? 17:30
修了試験(学科)	1	○	○	○		
高所作業車のための装置の操作(実技)	6	○	○	○		
修了試験(実技)	0.5	○	○	○		
受講料	会員(テキスト・資料代0円)	31,900円	33,550円	35,200円	金額は税込	
	一般(テキスト・資料代2,200円)	34,100円	35,750円	37,400円		

※科目の入替により、時間は変更する場合があります。

5 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 免許証か修了証の写(免除を受ける場合)
- ④ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)

- (1) 持参の場合 当協会窓口「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
前記③④は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申込書を送付出来ます。 佐賀県労働基準協会
FAX 0952-37-8278 Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



6 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- (2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図、用意する物等の注意事項とともにお送りします。
- (3) テキストは初日に配布します。
- (4) 当日の申し込みは受理いたしません。